

産業成長戦略【農業分野】の概要

農業産出額の増加・所得の向上

消費者に選ばれる産地へ

安心して農業を継続

生産力の向上

販売力の向上

1. 本県農産物の高付加価値化

2. 中山間地域の農業・農村を支える仕組みを強化

①まとまりのある園芸産地総合支援

「次世代型こうち新施設園芸システム」の推進

- 県域への普及
- 大規模経営体の県内外からの誘致

まとまりづくり

- 「学び教えあう場」の強化
- 有望な園芸品目の導入
- 園芸品目の総合戦略支援

野菜 果樹 花き

産地づくり

- ハウス整備事業を再編し、新規就農から規模拡大までを一体的に支援
- 園芸用ハウスの災害復旧支援
- 集出荷等施設の再編・集約、機能向上を支援

②環境保全型農業の地位を確立

- IPM技術を全品目へ普及
- GAPの活用 ● 土づくりと施肥の改善
- 高品質・高収量を目指す研究開発
- 次世代施設園芸団地の整備
- オランダウェストラント市との友好園芸農業協定を活かす
- 有機農業の推進

安全・安心

③流通・販売の支援強化

販売額拡大・販路拡大

- 量販店とのパートナーシップの強化
- 新たな出荷・流通・販売体制の構築
- 業務需要開拓等のマーケティングの強化
- 展示商談会の開催
- 輸出の推進

販売を見据えた生産
産地を伝える販売

PR・消費拡大

- 高知フェアの開催
- アンテナショップ等での販促
- 花きの消費拡大等に向けた取組を強化
- 出前授業

④品目別総合戦略

米

高品質安定生産
地域ブランド米の育成
水田農業の担い手となる稲作経営体の育成

土佐茶

生産性・品質向上
販売活動の強化

畜産

酪農・肉用牛・養豚
土佐ジロー・土佐はちきん地鶏

高付加価値化

特色のある
農産物の
生産量を拡大

⑤集落営農の推進

- 集落営農組織の育成と活動促進
- 話し合いの場づくりと実践
- 地域が行う研修会や先進地視察等への支援
- 中山間地域等直接支払制度の活用

ステップアップ

園芸品導入
周年化

- こうち型集落営農の実現
- コーディネーターや集落リーダーの育成
- 農産物加工やグリーン・ツーリズムへの取組を支援
- 法人化への支援
- 加工、交流施設への取組を促進

- 中山間地域で攻めの農業を実現する「複合経営拠点」の整備

⑥6次産業化の取組による拠点ビジネスづくり

- 加工、グリーン・ツーリズムの取組強化と6次産業化の推進
- 6次産業化をリードする人材の育成
- 6次産業化サポートセンターによるハンズオン支援
- 拠点ビジネスづくりの推進
- こうち型集落営農を通じた拠点ビジネスづくり

⑦中山間に適した農産物等の生産

- 薬用作物の生産拡大支援など

地域農業の
活性化、雇用・
所得の確保

地域の拠点ビジネス

本県農産物の
ファンづくりと地産
地消の推進

地域の担い手を
確保、雇用の創出

3. 新たな担い手の確保・育成と経営体の強化

⑧担い手の育成と生産資源の保全

新規就農者の確保・育成

- UIターン就農者の確保
- 実践研修など就農に向けた支援
- 農業担い手育成センターの体制強化
- 研修用ハウス整備への支援

産地が求める人材を
積極的に確保する
「提案型」の活動

農地の集積・集約化

- 農地中間管理機構による農地の集積・集約化
- 担い手への農地のマッチング

規模拡大
経営強化

企業的経営体の育成

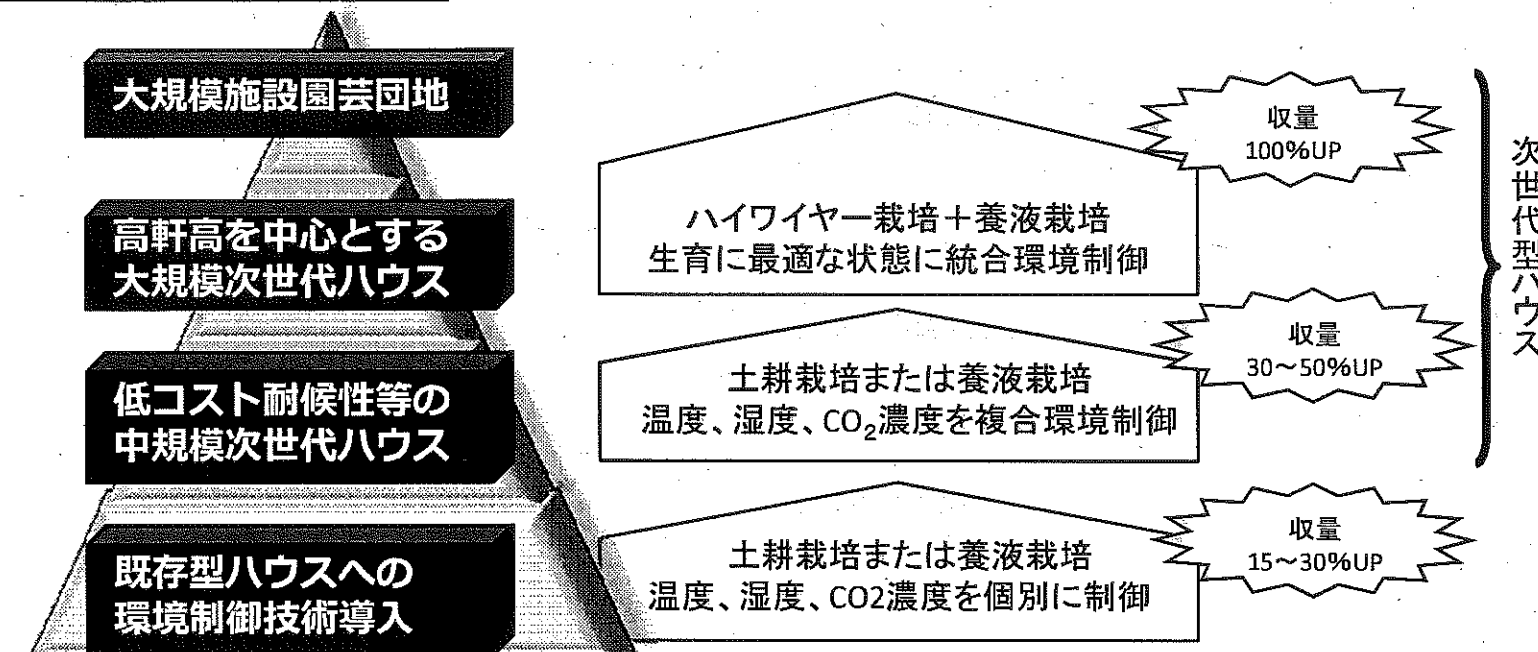
- 法人経営体の育成・組織化と経営発展への支援
- 品目別規模拡大方策の策定
- 施設整備や資金面での支援

生産資源の保全

- 基幹的水利施設等の長寿命化対策
- 多面的機能支払交付金の活用

次世代型こうち新施設園芸システムの導入支援

1 施設園芸の振興策



・施設園芸を競争力のある産業として発展させるため、オランダの優れた技術を参考に環境制御技術や次世代型ハウス(高軒高、低コスト耐候性)の普及を促進

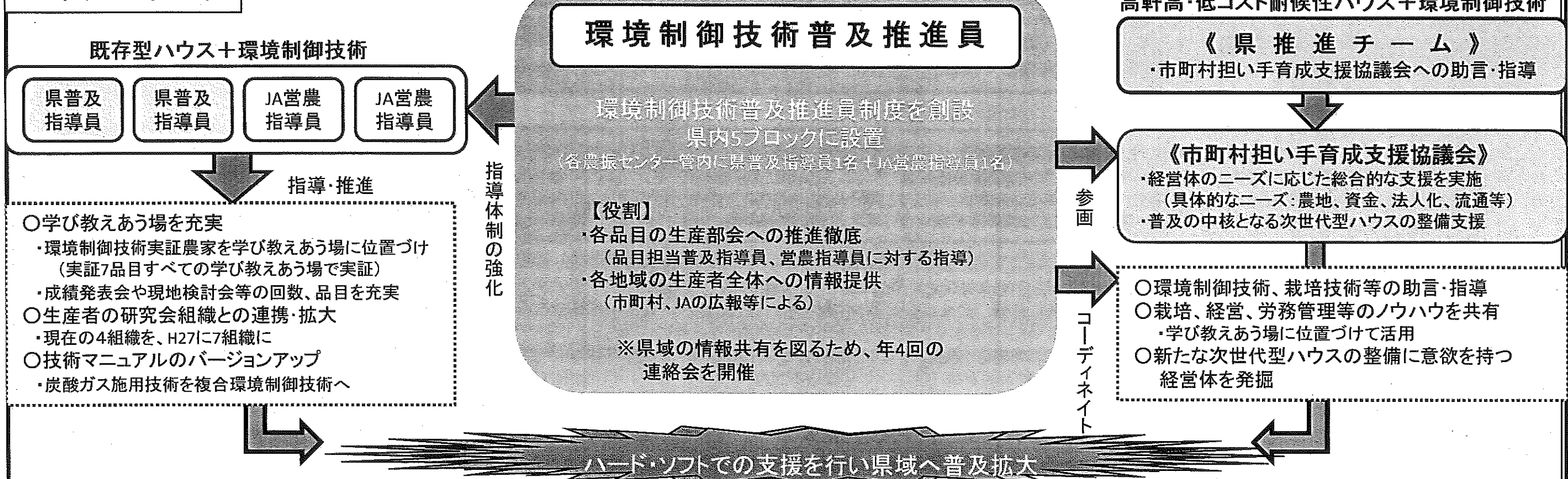
①次世代施設園芸モデル事業
県内複数個所での次世代型ハウスのモデル整備を補助する。
○補助先:市町村
○補助率:1/2以内
○事業実施主体:JA、農業生産法人等
○補助要件:申請面積おおむね50a以上、環境制御機器を標準装備(炭酸ガス、温度、湿度等)、耐風速35m以上、軒高2.5m以上等

②環境制御技術導入加速化事業
炭酸ガス発生装置等の環境制御装置の導入を補助する。
○補助先:3戸以上のグループ、営農組織等
○補助率:1/3以内(※1経営体当たり補助対象事業費上限を100万円とし、補助は1回のみ)
○事業実施主体:補助先と同じ
○補助要件:環境制御技術に積極的に取り組むグループ等であり、得られた結果は、県と共有する

H26.9月補正で導入支援し、普及を加速化

事業により得られたノウハウ、効果を県、農業団体、農家等で共有し普及へ活用

2 県域への普及策



ハウス整備関係事業の見直し概要

26年度

- 県単のハウス整備事業が、2課、3事業に分散
- ・新規就農トータルサポート事業（農地・担い手対策課）
 - ・レンタルハウス整備事業（産地・流通支援課）
 - ・園芸用ハウス活用促進事業（産地・流通支援課）

見直し

27年度

- 県単のハウス整備事業を統合し、窓口を一本化する
- ・施設園芸ハウス整備事業（産地・流通支援課）

新規就農トータルサポート事業

概要：就農希望者が栽培技術を習得し、研修終了後は、のれん分けできる研修ハウスの整備 等

課題：事業主体が市町村農業公社、JA出資型法人で、事業を活用できる市町村が限定される。

JA出資型法人：JA馬路村、JA南国市、JA土佐れいほく、JA四万十
農業公社：香南市、本山町、いの町、四万十市、黒潮町、三原村
研修ハウス確保に中古ハウスが活用できない
（中古ハウスの改良は補助対象外）

園芸用ハウス活用促進事業

概要：放棄ハウスの削減と、新規就農者や規模拡大農家の投資コストを抑制するため、中古ハウスの改良を支援。

課題：県単事業が複数に分かれ、利用者にとっては分かりにくく、市町村にとっては事務の増加等、使い勝手が悪い。

レンタルハウス整備事業

(国) 経営体育成支援事業

概要：人・農地プランに位置づける中心経営体等が導入する機械・施設への補助

課題：補助率が低く（融資残補助：国3/10、300万円）、新規就農者のハウス整備実績なし（規模拡大1件）

統合

拡

施設園芸ハウス整備事業（レンタルハウス整備事業の組み替え拡充）

改善点：研修区分を設け、

- ①事業主体をJA、市町村にも拡大する
- ②中古ハウスの改良費を補助対象とする
- ③3つの県単事業を統合する

効果：①県全域で実践研修用ハウスの確保と、のれん分けによる就農が可能
②研修・のれん分けハウスがより低コストで確保可能となり、新規就農者の負担の軽減と放棄ハウスの削減に寄与
③研修ハウスの整備から、新規就農者の営農開始、既存農家の規模拡大、既存ハウスの高度化、中古ハウスの改良まで、一つの事業で一元的に支援
④利用者、市町村の使い勝手が向上
⑤補助金事務の軽減

- 基礎研修→実践研修→就農へとステップアップする仕組みを構築
○新規就農希望者に幅広い選択肢の提案が可能
（産地提案型のU・Iターン就農の確保に活用）

拡

(国) 経営体育成支援事業

改善点：国の補助に加えて、県と市町村が上乗せ補助する
（県1/8、市町村1/8）

効果：①レンタル事業を利用できなくても、施設園芸での新規就農が可能
②平坦地域の場合、レンタル事業の補助率と遜色ない
投資額1,000万円の場合、合計補助率55%（レンタル58%）
* 青年等就農資金（公庫資金、無利子）の融資残補助

拡充

(新規) 園芸用ハウス復旧支援事業

目的

自然災害で被災した園芸用ハウスの迅速な復旧と、支援対象者の拡大による生産量の確保と産地の維持を図る。

既存事業の課題

(県) レンタルハウス整備事業 (災害復旧区分)

- 課題：①事業主体は、実質的にJAに限られ、理事会の承認が必要
経営状況、返済能力、年齢等が審査される
②手続きが多く、着工まで時間がかかる被災
→見積書 (業者等に依頼)
→JAの理事会承認
市町村の予算確保 (補正など)
→園芸施設共済金の確定 (1～2ヶ月)
→地域協議会の承認
→交付申請、交付決定、入札、着工

園芸施設共済の控除を実績報告時の清算とするなど、可能な事務の簡素化に努めたが、最も早いもので入札まで2ヶ月を要した。

(国) 被災農業者向け経営体育成支援事業

- 要件等：融資または県市町村補助が必須
補助率 国3/10
補助対象 ハウス本体、附帯設備・機械、被覆資材等

- 課題：事業を利用できない者がある
市町村補助がなく、融資を受けない場合
賃貸物件 (レンタルハウス) は補助対象外
事業の発動決定が、災害発生から約1ヶ月後で、復旧計画を早期に立てにくい

見直し

園芸用ハウス復旧支援事業 (新規)

見直しのポイント

- ①事業主体はJA又は経営体
市町村が経営体に補助する場合は、県も補助する
②事務手続きのスピードアップ
被災→市町村から被災報告 (被災から3日)
→市町村から復旧計画の承認申請 (被災から14日)
→県による復旧計画の承認 (被災から21日)
→市町村による交付申請+指令前着手届 (被災から25日)
→事業主体による入札 (被災から30日以内)

補助要件等

- 補助先 : 市町村 (市町村が助成する場合に補助する)
助成対象者 : 自然災害で被災した農業者 (年齢制限なし)
又は施設の所有者 (JA等)
(園芸施設共済への加入ハウスに限る)
補助対象経費：ハウス本体、附帯設備・機械 (被覆資材は対象外)
(ハウス本体の建て替え、骨材の交換等の修繕)
※事前着工した応急経費は対象外 (競争性が担保されない随意契約のため)
補助対象限度額：一般700万、高強度・軒高1,000万、中古450万/10a
補助率 : 県1/3、市町村1/5 計8/15 (レンタルと同じ)
※被災農業者向け経営体育成支援事業が発動すれば、県市町村で3/10を控除
補助金額 : (補助対象限度額-共済支払金) × 1/3

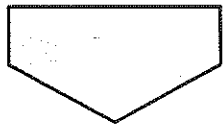
目指す効果

- ①迅速な復旧開始 (目標：入札まで1ヶ月以内)
②一人でも多くの園芸ハウスの復旧
高齢者、系統外農家、レンタルハウス利用農家 等

中山間地域で攻めの農業を実現する「中山間農業複合拠点」の整備

中山間地域の農業の現状

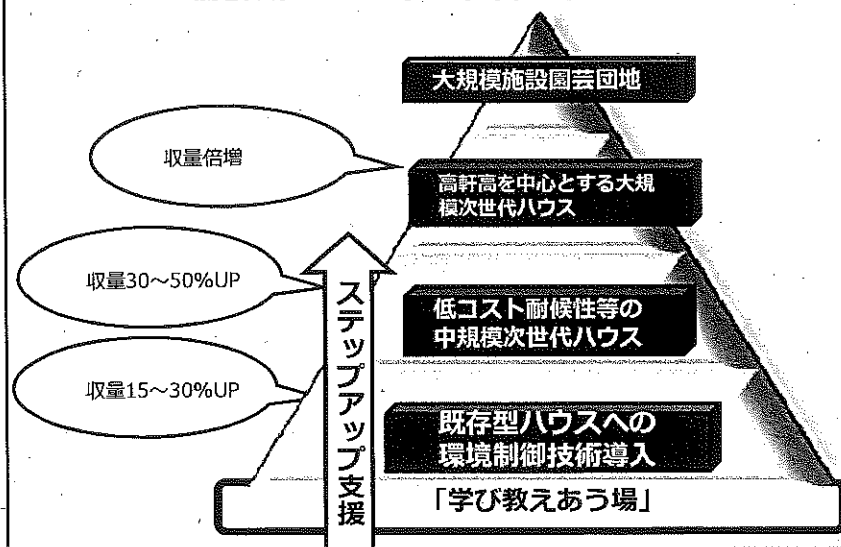
- ◆急峻で狭小な農地が多く、規模拡大による生産性の向上が困難。高齢化も進展、個別経営では生計を立てるだけの所得確保が難しい。



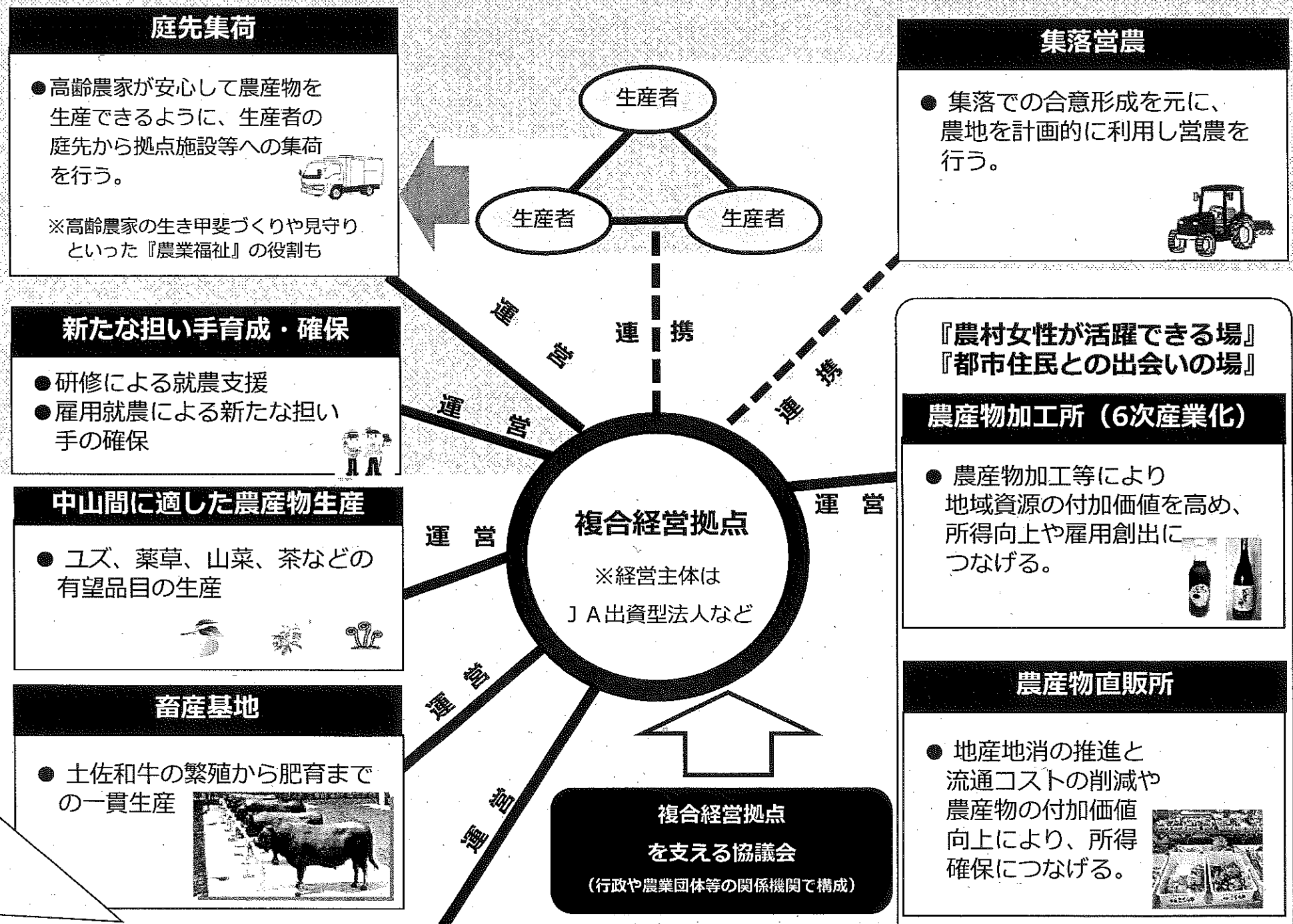
★複合経営の推進

- ◆中山間地域の農業を支える「複合経営拠点」を整備することで、中山間地域の農業の競争力が高められる。
- ◆スケールメリットを活かした運営で、経営の効率化・安定化が図られる。
- ◆担い手の確保、雇用の創出、農地の維持、地域の農畜生産額向上など、様々な事業効果

次世代型こうち新施設園芸システム 《施設園芸に環境制御技術を導入》

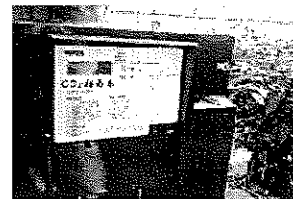


中山間農業複合経営拠点のイメージ

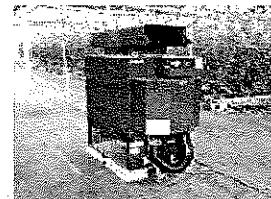


次世代施設園芸

- 中山間地域においても、高収益の次世代型施設園芸に取り組むことにより、収益の向上と新たな雇用創出につなげる



環境制御装置



炭酸ガス施用装置

農家レストラン

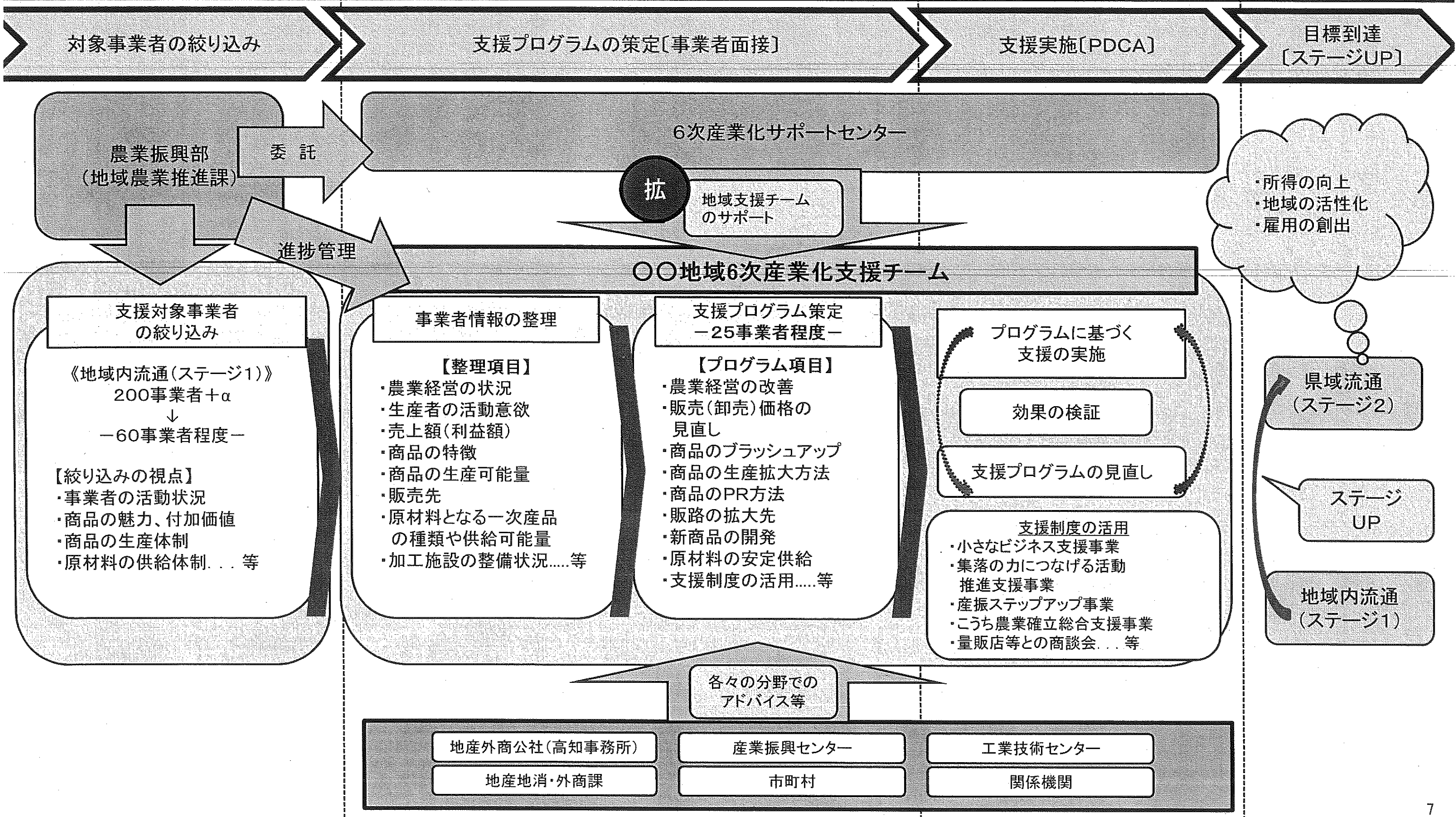
- 地元食材を使った郷土料理
の提供



◇ステージ1から2へのステージアップを目指す事業者に対してハンズオン支援を行うため、地域ごとの支援チームを設置する。(9ヶ所)

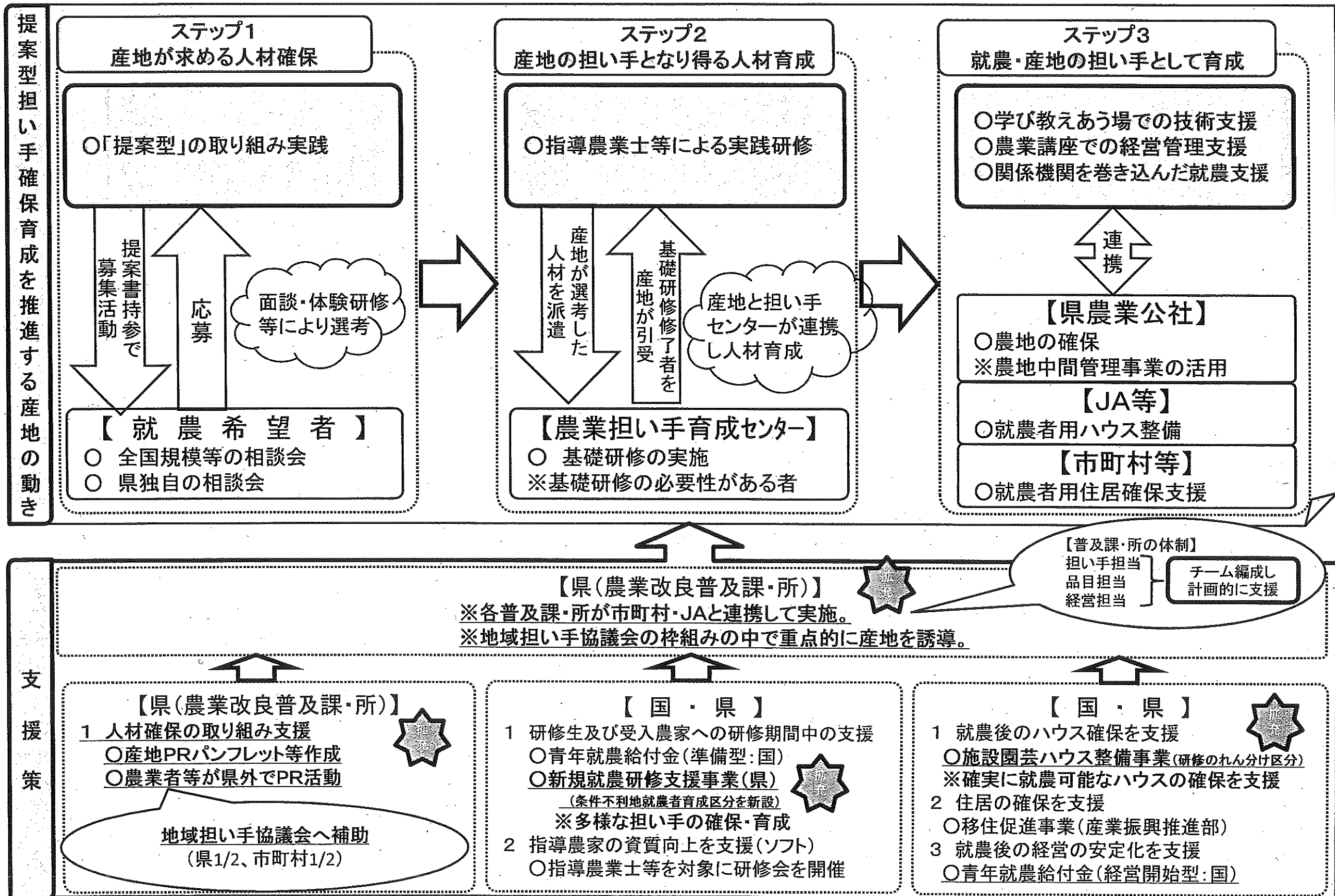
◇役割: 対象事業者の決定、支援プログラムの策定・実施支援

◇メンバー: 振興監オフィス(地域支援企画員)、振興センター(普及指導員)、関係機関



「提案型」の担い手確保・育成を進める産地の取り組みイメージ(案)

農地・担い手対策課



中山間地域等の営農条件不利地域での担い手確保に向けた研修メニューの創設(案)

中山間地域の現状

- 今後10年間で、農業の担い手が大幅に減少する見込み。
- 営農条件が不利なため農業所得が低くならざるを得ず、「地域の担い手」の多くが農業収入と兼業収入を組み合わせ生活している。

農協名	部会員の減少見込
(県平均)	16.4%
土佐れいほく	41.7%
コスモス	40.1%
津野山	31.3%

* JA生産部会での調査

主要品目の経営規模	5～20a／戸
主要品目の平均的な経営規模での所得額	40～150万円／年

* 主要品目：シシトウ、米ナス、赤ピーマン、ホウレンソウ、ミニトマト

中山間地域が多様な就農希望者を受け入れる時の支援策が必要

中山間地域では、専業農家志向者だけでなく多様な就農希望者も有力な担い手候補

※既存の県研修支援事業

(対象者)
農業所得250万円以上(専業農家)を目指す就農希望者

既存の県研修支援事業の中に「条件不利地域就農者育成区分(所得目標100万円以上)」を新設

提案・受入認定

市町村

- 地域で受け入れ可能な具体的な経営モデルを入れた「提案書」作成
【農業部分】+【兼業部分】
ミニトマト+介護ヘルパー
米ナス+蔵元臨時雇用など

提案・募集

- 就農相談会やこうちアグリスクール等で提案書を示して募集

受入認定

- 応募者の中から市町村が面接・選考し、受入認定者を決定

地元企業、JA、振興センター等が提案書作成支援

技術研修

農業担い手育成センター

- 基礎～実践的な研修を実施
(長期研修、農業基礎研修、農業機械研修など)

地域の先進農家

- 栽培予定品目での実践研修を実施
※空いた時間で地域行事に参加し地域慣習を学ぶ

【県研修支援事業(条件不利地域就農者育成区分)】

対象者：市町村が受入認定した就農希望者

※目標農業所得：100～250万円／年

※年齢：原則65歳未満

(市町村が特別に認める時はこの限りではない)

研修期間：概ね9カ月以上2年以内

※就農予定品目によっては、研修休止期間の設定可

研修費：12万円／月(補助率：検討中)

(以下既存事業と同じ)

受入農家謝金：5万円／月(県定額)

※研修休止期間中は研修費・受入農家謝金の給付停止

研修終了後1年以内に研修市町村で就農しなければ、研修費は全額返金

就農・定着

市町村

- 農地、住居、兼業部分の紹介・あっせん
※農地のあっせんには農地中間管理事業を活用

就農・定着

- 地域の農地を守る取り組みや地域行事などに参画
- 地域の関係機関が連携・協力してサポート

【市町村】

⇒生活全般(+兼業部分)

【JA、振興センター】

⇒主に農業部分(技術・経営面での指導)

【地元企業等】

⇒主に兼業部分

地元企業、JA、振興センター等と連携

地域の担い手が確保される

中山間地域の農業が維持される

新規就農者の確保に向けた各機関の取り組みと総合窓口の強化について(案)

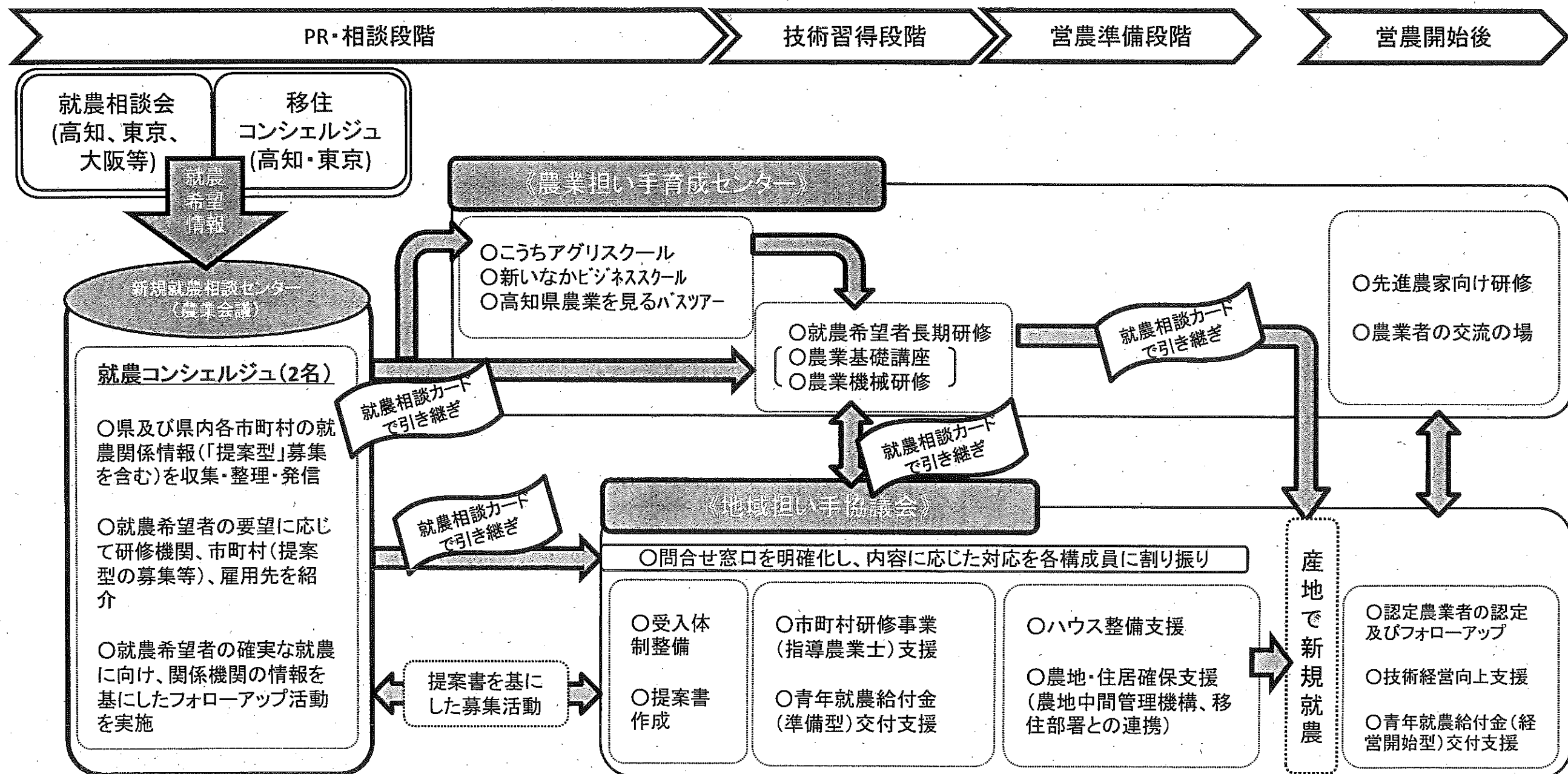
農地・担い手対策課

【現状と課題】

- 就農希望者向けに総合窓口が十分に認知されていない。
- 総合窓口の業務は主に農業会議の職員1名が担っているが、相談活動や「提案型担い手確保」対策などを強化する計画であり、マンパワーの不足が見込まれる。(相談会対応 9回 → 20回)
- 就農希望者の情報が関係機関で十分共有できていない。

【強化策】

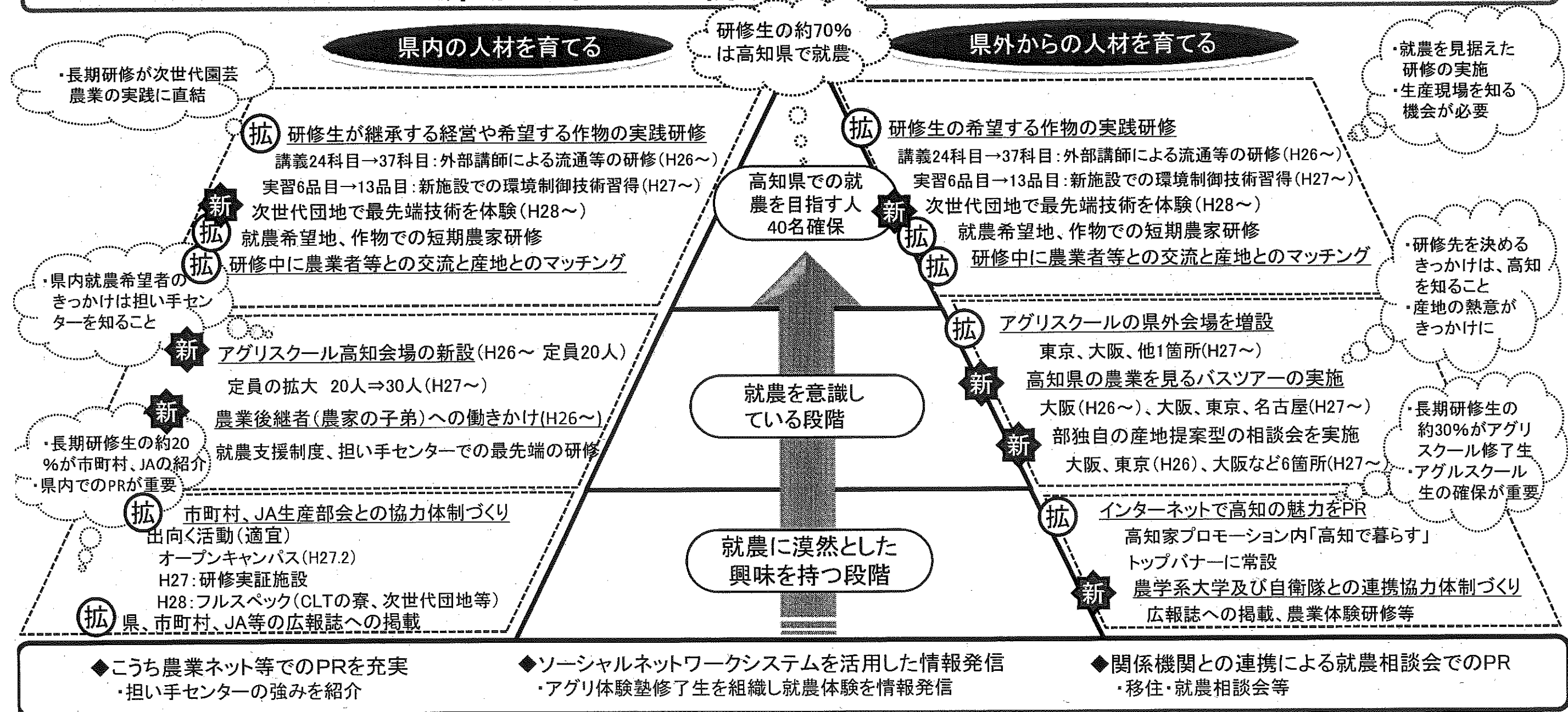
- 対外的に新規就農の総合窓口を明確にするため「就農コンシェルジュ」を設置。
- 相談活動の充実などに対応するため2名体制に増員。
- 就農相談カードを活用した情報共有の強化(電子化も検討中)。
- 各地域担い手協議会の就農受入体制の再確認(役割分担の明確化)。



農業担い手育成センターの充実・強化 (環境農業推進課)

担い手センターの強み	第1期 (H26.4～) 新規就農者の育成を強化	第2期 (H27.4～) 先進技術の実証・普及を強化	第3期 (H28.4～) 新規就農者の育成を拡充
○消費者に喜ばれる安全・安心な農作物の生産技術を習得 (全国トップクラスの技術を持つIPM技術の実践研修) ○最先端技術による飛躍的な増収技術を習得 (次世代施設園芸団地との連携による環境制御技術の実践研修) ○研修生の希望する多様な品目に対応した研修が可能 (充実した施設、講師陣による主要13品目+αの指導) ○地域を知り、仲間を増やす (県内農業者の技術検討会への参加による先輩農業者との交流) ○研修期間中に農地・住居を確保 (意向に沿ったマッチングの実施)	◆内容 ○栽培技術、経営管理の講義 (24→37科目) ○基礎、先進技術の実習 (6→13品目) ○研修生の就農支援 ◆施設 ・既存ハウス6棟(26a) ・育苗ハウス6棟(0.65a)	◆内容 ○環境制御技術等の実証 ○中山間農業技術の実証 ○技術指導者の育成 ◆施設 ・高軒高ハウス2棟(11a) ・低コスト耐候性ハウス5棟(20a) ・全ハウスに環境制御装置を装備	◆内容 ○長期研修生の受入枠 20人⇒40人 ◆施設 ・長期宿泊施設(CLT工法)を新たに建設 ※ 1期、2期と併せてフルスペックでスタート

県内外から新規就農者を育てる



戦略の柱【1. 本県農産物の高付加価値化】

取組方針	施策	背景	これまでの取組と成果 (取組 ◆成果)	課題	これからの対策	基本方向					
						1	2	3	4	5	6
1. まとまりのある園芸産地 総合支援 (1)「学び教えあう場」 の強化		◆燃油や生産資材の高騰により、園芸農家の経営は厳しい状況が続いている。また、県内の各産地においては高齢化による担い手の減少が進み、このままでは産地規模の縮小、県全体の生産・出荷量の減少が懸念される ◆平成20～23年度の4年間は、園芸農家の所得確保のために、篤農家のほ場を「学び教えあう場」として設定し、篤農家の栽培技術の移転を進めてきた。しかし、篤農家技術に加え、高収量・高品質、省エネ・低コスト、省力化などに関わる新技術についても早急に普及・定着を進めるとともに、消費地での販売状況を見据えた産地の強化を図る必要がある	◆地域の基幹品目の生産振興を支援するため、県域で37品目、207箇所(H26年度)の篤農家のほ場を「学び教えあう場」として設定し、栽培技術などの情報交換を進めてきた。また、県域で品目別の生産者交流会を開催することで、県内の生産者同士の交流や高度な技術の情報収集を促進してきた ◆園芸連など農業団体が単独で作成していた生産出荷指標・計画を県と共同策定し、目標を共有して、その実現に向けた取り組みができた。さらに、取り組みの実績・成果を共有する仕組みづくりが出来た ◆「学び教えあう場」を中心とした産地活動が活発になり、検討会への参加者数も増加した(平成26年度:207カ所、5,065人) ◆各産地において、目標収量を達成した農家数や、販売数量が増加する出荷場数が出るなど成果が現れてきた。また、交流会がきっかけで、県内他産地との相互交流が活発になってきた ◆次世代型こうち新施設園芸システムの普及加速化を図るため2つの事業を創設	◆生産者の高齢化や生産資材の高騰による農業所得の低下などの産地力の低下を考慮して、生産者や関係機関がしっかりとまわり、将来のあるべき力強い産地ビジョンを共有し、その目標達成に取り組む必要がある ◆品目別総合戦略シートなどに掲げる目標達成のための課題解決策の取り組みについて、農業団体と連携し、進捗管理を行う必要がある ◆「学び教えあう場」ごとに課題解決のテーマを設定し、高収量や高品質などの目標達成に向け、勉強会グループが行う実践活動を支援していく また、効果的な活動とするためには、普及指導員の産地を牽引する総合力が求められている ◆環境制御技術の情報をすべての県下生産者まで周知徹底を図る必要がある	◆品目別総合戦略や生産出荷指標で掲げた課題解決策の評価と県全域への普及、また県域・産地ごとの毎年の見直し・実践による販売数量の増加 ◆平成24年度からは、「学び教えあう場」において、篤農家の技術の他に、地域・品目の実情に応じ、高収量・高品質など、産地の維持・発展につながる技術を早急に普及させる。産地でテーマとして、①高収量・高品質生産技術の導入、②省エネ・低コスト生産の導入、③省力化技術の導入などを掲げ、技術確立を行う。そして、産地で確立した技術は、県域で共有する仕組みづくりを行う ◆◎環境制御や省エネ技術について「こうち新施設園芸システム」の技術開発に取り組む農業技術センターと連携し、生産現場において、炭酸ガス供給装置などの備品を活用した実証及び、データ収集・分析を行うことにより早期に技術確立と普及を図る ◆★次世代型こうち新施設園芸システムの普及を図るため「次世代型施設園芸モデル事業」、「環境制御技術導入加速化事業」を創設。これら事業と併せて環境制御技術の速やかな周知と活用推進を環境制御技術普及推進員とともに推進を図る。						

【 農業分野 】

第2期計画					目指すべき姿(目標値)	
H24	H25	H26	H27	H28以降	短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (概ね10年先)
品目別戦略シート及び生産出荷指標・計画の実現に向けた進捗管理					◆学び教えあう場 H23年度: 181ヶ所 →H27年度: 190ヶ所	◆「学び教えあう場」を中心とした自主的な学習活動が定着する
農業団体との進捗管理の実施(計画、実践、評価・見直し:JA⇄農業振興センター、園芸連⇄産地・流通支援課)					◆対象農家数 H23年度: 4,473戸 →H27年度: 4,500戸	◆産地で確立された新技術等が県域に普及する
生産者・農業団体・県:産地ごとに、収量・品質及び、省エネ・低コスト等の技術力アップのための課題解決策を品目別総合戦略シートや生産出荷指標に位置づけ、実践するとともに、その目標を達成し、県全体の産地力アップに繋げることを目指す					◆生産出荷計画の実現(数量の平成23園芸年度比5%の増加)	◆消費者のニーズに応えることができる産地づくりができる
「学び教えあう場」の充実と取り組みの実践					[野菜] 数量 H23園芸年度: 960百t →H27園芸年度: 1,000百t	
新技術のグループ実証					[果実] 数量 H23園芸年度: 70百t →H27園芸年度: 73百t	
新技術の定着促進					[花き] 本数 H23園芸年度: 4,100万本 →H27園芸年度: 4,300万本	
新技術の県全体への拡大						
生産者:「学び教えあう場」への参加と実践、グループ実証の実践(新資材を利用した新技術、新規有望品目の探索) 農業団体・市町村:「学び教えあう場」の仕組みづくりや産地間交流への主体的な関わり 県関係課・農業振興センター:篤農家のほ場に「学び教えあう場」を設置、課題解決策のデータ分析や産地間交流の運営のコーディネートなどにより産地力アップを支援 新しい資材の利用技術等の速やかな技術確立および普及						
品目別の生産者交流会:品目別に県内全域の課題解決の実践について協議し、高収量・高品質生産など産地の強化に繋げる。 テーマ別の生産者交流会:高収量・高品質、省エネ、省力化など、テーマごとに県域の交流会を設定し、速やかに課題解決につなげる						
炭酸ガス施用技術の確立						
複合環境制御技術の確立						
次世代型こうち新施設園芸システム関連技術の実証及び技術確立						
生産者:グループ実証の実証(環境制御技術) 農業団体・市町村:「学び教えあう場」の仕組みづくりや産地間交流への主体的な関わり 県関係課・農業振興センター:増収のために、環境制御データの収集・分析を行い、次世代型こうち新施設園芸システム関連技術の速やかな技術確立、マニュアルの作成						
次世代型こうち新施設園芸システムの普及および 導入後のフォロー					◆炭酸ガス発生機 導入面積 H25年12月30ha→ H27年12月169ha	
次世代型施設園芸モデル事業および 環境制御技術導入加速化事業の 普及						
生産者、農業団体:環境制御技術導入への積極的な取り組み 環境制御技術普及推進員:県内5ブロックにJA営農指導員5名と普及指導員5名を配置し、技術の普及、事業活用の推進、技術導入後のフォローを行う。 次世代型施設園芸モデル事業、環境制御技術導入加速化事業: H26～H27の2カ年間						

戦略の柱【1. 本県農産物の高付加価値化】

取組方針	施策	背景	これまでの取組と成果 (・取組 ◆成果)	課題	これからの対策	基本方向					
						1	2	3	4	5	6
1. まとまりのある園芸産地 総合支援 (5)園芸用ハウス面積 の確保		◆本県農業の強みである園芸において、ハウス面積の減少や老朽化が進んでおり、今後、生産等の維持が危ぶまれる	・レンタルハウス整備事業の拡充(対象区分の追加及び補助率、補助限度額のアップ)と、関係団体への周知及び農家へのPRの強化(ラジオ、パンフレット等) ◆H24～H26の3か年間に園芸用ハウス約43haを整備し、新規就農者の就農促進や、規模拡大農家の経営発展につながった レンタル:35.4ha 流動化:6.4ha 国事業:1.5ha	◆毎年度、ハウスの新設、建て替えは、一定の面積で進むが、老朽化ハウス等の解体が増加しており、ハウス面積の減少は止まっていない	◆ハウスの整備や改良を支援 ◎レンタルハウス整備事業(新規就農者の就農促進や園芸農家の規模拡大、施設の高度化、既存ハウスの流動化と改良等を支援) ★次世代施設園芸モデル事業(環境制御装置を標準装備した次世代型ハウスの整備を支援) ★園芸用ハウス活用促進事業(新規就農者や規模拡大農家による既存ハウスの流動化と改良を支援)			○			

※これからの対策の ★は新規事業
◎は拡充事業
○は継続事業

【 農業分野 】

第 2 期 計 画					H28以降	目指すべき姿(目標値)	
H24	H25	H26	H27	短期的な視点 (平成27年度末)		中長期的な視点 (概ね10年先)	
園芸用ハウスの整備					→	◆事業支援による 園芸用ハウスの 新設及び再利用 等の目標面積 60ha	◆新たな担い手 や規模拡大農 家等によるハウ スの有効利用 で産地規模を 維持
県産地・流通支援課：新規就農・規模拡大・高度化・研修・流動化等の各区分でハウス整備を促進							
就農サポート区分の新設	就農サポート区分の廃止 南海地震対応策の拡充	整備面積の要件を緩和	研修区分、流動化区分の 新設、事業主体の追加		単年度15ha レンタル10ha 流動化 5ha		
環境制御装置を標準装備した次世代型ハウスの整備 を促進							
施設園芸ハウス整備 事業(旧レンタルハウ ス整備事業)に統合							
新事業(園芸用ハウス流動化促進事業)の実施							
県産地・流通支援課： 、既存ハウスの再利用に伴う改良費への支援で流動化を促進							
	補助対象経費の拡充 南海地震対応策の拡充	災害復旧区分の新設					

※改革のための6つの基本方向
1 足下を固め、活力ある県外市場に打って出る
2 産業間の連携を強化する
3 足腰を強め、地力を高める
4 新たな産業づくりに挑戦する
5 産業人材を育てる
6 移住促進により、活力を高める

【 農業分野 】

※これからの対策の ★は新規事業
◎は拡充事業
○は維持事業

※改革のための6つの基本方向

- 1 足下を固め、活力ある県外市場に打って出る
- 2 産業間連携の強化
- 3 足腰を強め、新分野へ展開
- 4 新たな産業づくりに挑戦する
- 5 産業人材を育てる
- 6 移住促進により、活力を高める

戦略の柱【2. 中山間地域の農業・農村を支える仕組みを強化】

取組方針	施策	背景	これまでの取組と成果 (・取組 ◆総括)	課題	これからの対策	改革の方向					
						1	2	3	4	5	6
2. 6次産業化への取組による 拠点ビジネスづくり (1)加工、グリーン・ ツーリズム等への 取組強化と6次産業 化の推進		◆今後、地域の活力を 取り戻すためには、地 域資源を効率的かつ 最大限に活用なが ら、他産業との連携 や、農業者等が、加 工業への市場展開 を図ることにより、 新たな産業を創出 し、地域内に所得と 雇用を生み出しなが ら、地域経済を活性 化していくことが求 められている ◆農村の起業活動は 着実に増加している が零細な経営が中心	◆各農業振興センターに 6次産業化の取組を支 援する担当を配置し、 農業者が相談しやすい 体制を整備。総合的な コーディネートを実施 ◆農業創造セミナーの実 施による先進地視察、 地域活性化計画、事業 計画書の策定支援 H24 9グループ27名 H25 【入門コース】 8グループ28名 【応用・実践コース】 7グループ21名 H26 【入門コース】 12グループ20名 【応用・実践コース】 6グループ24名 ◆6次産業化に取り組 む事業者への支援 体制の整備 ◆県産業振興の総合 補助金、国の交付 金を活用した、新た な加工施設の整備 などへの支援を実施 ◆起業支援型地域雇 用創出事業による 6次産業化に取り組 む事業者の支援 ◆意欲ある地域や団 体の農産物の高付 加価値化の取組に 対して、技術的なサ ポートや施設整備 など、ソフト・ハード 両面からの支援策 を実施した結果、一 部で地域資源の活 用や加工品の商品 化、直販店の充実 などの動きが見ら れ始めた ◆特産農畜産物の学校給 食(県内小学校等)へ の食材提供(土佐はち きん地鶏・土佐ジロー ・エメラルドメロン等) ◆初めて食べたという子 どもが多く、県内での 認知度向上に繋がった ◆特産農畜産物等の出前 授業 ジュニア博士の育成 7,024人 計12,993人 ◆子どもたちは、生産者 の苦労やこだわりを知 ることで農畜産物への 思いが構築される ◆生産者が出前授業に 参加し子どもたちと接 することで、生産意欲 の向上に繋がった ◆小学生が考えた、高知 野菜を活用したメニュー の表彰 ◆子どもたちが自分でメ ニューを考案すること で、より高知野菜への 意識が高まった	◆農業者等の商品開 発や販売力の向上 ◆6次産業化に取り組 む事業者の育成 ◆地域資源発掘、商品 開発、商品力の磨き 上げ、販路開拓への 支援対策の強化 H24 9グループ27名 H25 【入門コース】 8グループ28名 【応用・実践コース】 7グループ21名 H26 【入門コース】 12グループ20名 【応用・実践コース】 6グループ24名 ◆6次産業化に取り組 む事業者への支援 体制の整備 ◆県産業振興の総合 補助金、国の交付 金を活用した、新た な加工施設の整備 などへの支援を実施 ◆起業支援型地域雇 用創出事業による 6次産業化に取り組 む事業者の支援 ◆意欲ある地域や団 体の農産物の高付 加価値化の取組に 対して、技術的なサ ポートや施設整備 など、ソフト・ハード 両面からの支援策 を実施した結果、一 部で地域資源の活 用や加工品の商品 化、直販店の充実 などの動きが見ら れ始めた ◆特産農畜産物の学校給 食(県内小学校等)へ の食材提供(土佐はち きん地鶏・土佐ジロー ・エメラルドメロン等) ◆初めて食べたという子 どもが多く、県内での 認知度向上に繋がった ◆特産農畜産物等の出前 授業 ジュニア博士の育成 7,024人 計12,993人 ◆子どもたちは、生産者 の苦労やこだわりを知 ることで農畜産物への 思いが構築される ◆生産者が出前授業に 参加し子どもたちと接 することで、生産意欲 の向上に繋がった ◆小学生が考えた、高知 野菜を活用したメニュー の表彰 ◆子どもたちが自分でメ ニューを考案すること で、より高知野菜への 意識が高まった	◆6次産業化をリードする 人材育成 ○魅力ある商品づくりを通 じた企画・提案・実行して いくための技術力習得 支援 ★6次産業化に取り組む 事業者の育成 ◆地域資源の活用による 付加価値化の取組を助長 する環境づくり(生産、 加工、サービス、未利用資 源利用等) ★農業者等の生産から加 工、販売までの取組を総 合的に支援 ★地域に残された伝統作 物の栽培体制を整え、 地域資源としての活用 を図る ◆消費者の生産活動へ の理解を深める機会 の提供 ◆★生産者組織が消費者に 農作業体験や食の体験 の機会を提供する体験 交流事業の実施 ◆特産農畜産物等の食農 教育 ○小学校等における出前 授業の実施によるジュ ニア博士の育成 ◆特産農畜産物の学校 給食への活用を増やし ていくことで、家庭や地 域への認知度を高める 必要がある	○					

※これからの対策の★は新規事業
○は拡充事業
△は継続事業

【農業分野】

第2期計画					目指すべき姿(目標値)	
H24	H25	H26	H27	H28以降	短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (概ね10年先)
6次産業化をリードする人材育成					◆自ら考え企画・ 販売できる農業 者の育成 (6次産業化に 取り組む組織 数増加)	◆6次産業の担 い手としての 自立
農業者等：農業創造セミナー等への参加により、企画・提案・実践力とビジネスに必要な知識・技術を習得 農業振興センター・地域支援企画員：意欲ある人材発掘、地域課題の掘り起こし、企画提案実現への支援、フォローアップ 県地域農業推進課：農業創造セミナーの実施、アドバイザーの派遣等による支援、フォローアップ						
6次産業化に取り組む事業者の育成					◆6次産業化に取り組む事業者数の増加	◆地域の産業とし て成長
事業者等：生産拡大、商品開発、新たな販売方式の導入や販路拡大 農業振興センター・地域支援企画員：事業者の発掘、ニーズや段階に応じた支援 県関係課：関係機関との連携・情報共有、6次産業化サポートセンターによる事業者の ニーズや段階に応じた支援・フォローアップ、支援体制の整備						
地域資源を活かした商品開発、販路拡大を支援					◆6次産業化による 加工品等の開 発・販路拡大事 例が増加	◆地域資源の付 加価値向上によ る雇用創出、農 家の所得向上、 農村地域の活 性化
農業者等：地域・集落固有の地域資源の発掘・活用と商品開発、販路拡大 農業振興センター・地域支援企画員：商品開発・販路拡大に向けた支援 県関係課：商品開発、磨き上げの支援対策の整備、農業者と加工業者、販売業者等とのマッチング支援						
伝統作物の栽培実証、販売・加工品開発の支援						
農業者等：伝統作物の栽培への取組 農業振興センター・地域支援企画員：栽培実証、種苗の確保・保存、販売・加工品開発の支援 県関係課：栽培品目や地域の拡大、販売・加工品開発の支援対策の整備、加工業者等とのマッチング支援						
農作業体験交流活動の推進					◆体験交流活動 を実施する生産 者組織の増加	
生産組織等：農作業体験交流活動への積極的な取組 農業振興センター：農作業体験交流活動に取り組む生産組織への技術支援 県地域農業推進課：指導者養成講座の実施						
高知の特産物ジュニア博士育成のための特産農畜産物の食育活動の推進					◆地域特産物への 理解が深まり、子 どもから親に話を することで、家庭 での消費も増える ジュニア博士 育成：18,000人 (H23末：5,969人 →H27末： 18,000人) ◆高知野菜の家庭 や学校給食での 活用により、高知 野菜をよく食べる 子どもたちが増 える	◆出前授業を通じ て高知県の農業 や特産農畜産物 への理解を深め ることで、将来の 高知県農畜産物 の応援団が増加 する ◆高知野菜を使っ た給食や食育を 通じて、子どもた ちが将来の高知 県農畜産物の応 援団となる
農業者・農業団体：食農教育への積極的な取組 農業振興センター：食農教育に取り組む産地への技術支援 県地域農業推進課：出前授業の実施によるジュニア博士の育成、生産者との交流、メニュー紹介等による給食への食材活用PR						
「高知野菜大好きっ子」の表彰と普及啓発						
県地域農業推進課：高知野菜を活用して子どもが考 えたメニューの表彰制度の実施と普及啓発						

※改革のための6つの基本方向
1 足下を固め、活力ある県外市場に打って出る
2 産業間連携の強化
3 足腰を強め、新分野へ展開
4 新たな産業づくりに挑戦する
5 産業人材を育てる
6 移住促進により、活力を高める

戦略の柱【3. 新たな担い手の確保・育成と経営体の強化】

取組方針		背景	これまでの取組と成果 (・取組 ◆成果)	課題	これからの対策	基本方向					
						1	2	3	4	5	6
1. 担い手の育成と生産資源の保全 (1) 新規就農者の確保・育成		◆ 農業者の高齢化や農業就業人口減少などに伴い担い手が不足している ◆ 産地の維持・発展のためには若い新規就農者を継続的に確保・育成する必要がある	・PR段階 就農相談窓口や支援制度・事例紹介などをホームページに掲載し、就農希望者への呼びかけ ◆ 東京、大阪でのうちアグリスクールの定員を20名から40人に増やし、受講生が倍増 ・相談段階 県や新規就農相談センターなどによる相談活動の実施や、県外での就農相談会の実施 ・技術習得段階 農大での基礎的な研修や就農予定市町村での実践的な研修の実施 ・営農準備段階 農地・遊休ハウスの情報の収集・提供や初期投資に要する負担の軽減、JA出資型法人設立への支援 ・営農開始後 普及職員、営農指導員による支援や認定農業者への誘導・育成の実施 ◆ PR段階から営農開始まで段階的に支援を充実することにより、第1期計画時(H21)の161人からH25は263人と新規就農者の増加につながっている	◆ 就農希望者の確保 ◆ 研修支援等の強化 ◆ 営農開始に必要な農地、施設、資金等の確保 ◆ 実践研修を支援する指導農業者の確保 ◆ 新規就農者の定着	◆ ◎U・ターン就農者の確保 ★ 農業担い手育成センターの整備による就農希望者の研修及び産地とのマッチング機能の強化 <						

※これからの対策の ★は新規事業
◎は拡充事業
○は継続事業

【農業分野】

第2期計画					目指すべき姿(目標値)	
H24	H25	H26	H27	H28以降	短期的な視点 (平成27年度末)	中長期的な視点 (概ね10年先)
就農希望者の確保 新規就農相談センター(農業会議):就農相談活動の実施、就農コンシェルジュの設置(H27～) 県立農業大学校研修課:「こうちアグリスクール(東京・大阪会場)」の運営、スクーリング研修の実施(～H25) 県農業振興部:専門技術員を中心とした「こうちアグリスクール」講義の実施、就農相談活動の実施 県農地・担い手対策課:県独自就農相談会の開催(H26～) 市町村担い手協議会(JA、市町村等):農地「提案型」募集活動の実施(H26～)					◆新規就農者数 年間280人	◆新規就農者数 年間280人
農業の担い手育成強化 県:農業担い手育成センターの整備 農業担い手育成センター: - 就農希望者への基礎及び先進技術・経営管理研修の強化(ネット研修、講座、実習) - 就農希望者と産地とのマッチング - 農業者や技術指導者の先進技術研修の実施					◆指導農業者 H23:49人 H27:90人	
研修の拡充 生産者:研修生の受け入れ(指導農業者等の受入れの拡充) 市町村等:実践研修の実施 市町村担い手協議会等:研修事業の円滑な推進の支援 県農地・担い手対策課:研修生(就農時45歳未満、研修期間1年以上2年以内)への青年就農給付金(準備型)の給付+県費上乗せによる支援内容の強化と研修受入農家等への支援 研修生(上記以外で65歳未満)への県新規就農研修支援事業による支援 県立農業大学校教育課:就農希望者に対して座学・実習など2年間の実践的な研修教育を実施 県立農業大学校研修課:新しいなかビジネススクール(ネット研修)や就農希望者長期研修等、就農希望者のニーズに合わせた短期の研修を実施					◆人・農地プラン の作成 200集落	
遊休農地やハウス等の活用 市町村担い手協議会(農業委員会等):ハウス情報の収集・提供 県担い手協議会:耕作放棄地の再生利用に向けた取組への支援 農業団体(県農業公社):遊休農地やハウス等の情報を収集し、就農希望者等に情報提供、耕作放棄地の再生利用に向けた取組への支援(国への上乗せ) 県農地・担い手対策課:農地集積円滑化団体が白紙委任を受けた農地を新規就農者へ集積を図る取組を促進し、管理に要する経費を支援(H25～H26)(H27～ 農地中間管理事業で対応)						
初期投資の軽減 県産地・流通支援課:新規就農者等に対するレンタル用の新設ハウス整備を支援 県協同組合指導課:就農する際に利用できる無利子の資金の貸付						
円滑な就農に向けた支援 市町村担い手協議会(市町村、農業委員会、JA等):農地や研修等の情報提供や助言などの実施 市町村:集落単位での「人・農地プラン」を作成し青年就農者の定着支援を実施 県農地・担い手対策課:JA出資型法人等が行うハウス整備を支援し、経営体の強化を図るとともに実践研修の実施と整備したハウスのリースによる新規就農者の育成を図る(H25～H26)(H27～「1-(5)園芸用ハウス面積の確保」の中で対応)						

※改革のための6つの基本方向	1 足下を固め、活力ある果外市場に打って出る
	2 産業間の連携を強化する
	3 足腰を強め、地力を高める
	4 新たな産業づくりに挑戦する
	5 産業人材を育てる
	6 移住促進により、活力を高める

産業成長戦略の主な取り組み 農業分野

現状

第2期計画ver.4の取り組み

H24

H25

H26

H27

農業産出額 930億円(H22)

938億円(H25)

生産

◆本県農産物の高収量化および高品質化

- 高収量・高品質に向けた取組の展開
 - ・「学び教えあう場」の取り組みのさらなる拡大
 - 新「次世代型こうち新施設園芸システム」の県内全域への普及加速化
 - 新大規模な経営体を県内外から誘致
 - 新新規就農者から規模拡大農家まで、施設園芸ハウスの整備を一元的に支援
 - 新園芸用ハウスの災害復旧を支援
- 環境保全型農業のトップランナーの地位を確立
 - ・天敵導入など安全・安心につながるI P M技術を全地域、全品目へ普及
 - ・オランダとの協定を活かし、高収量・高品質に向けたさらなる技術革新を目指す研究開発の推進
 - ・次世代施設園芸団地の整備
- 米・土佐茶・畜産など地域の特産物の生産拡大やブランド化、生産性の向上
 - ・水田農業の担い手となる稲作経営体の育成
 - ・土佐茶産地の強化、ブランド化、販売促進
 - ・畜産の生産基盤の強化

◆担い手の確保と、地域の中核となる農業者等の規模拡大の推進

- 新新規就農者の確保・育成と、実践研修などによる営農定着の支援
 - ・産地が求める人材を積極的に呼び込み、研修から就農までを一貫支援
 - ・農業担い手育成センターの整備
- 農地の集積による規模拡大や、経営体質の強化の推進
 - ・農地中間管理機構による農地の集積・集約化

◆中山間地域の農業の維持・活性化

- 集落営農の県内全域への拡大、ステップアップ支援
 - ・法人化や組織が行う加工等への取組の促進
- 新中山間地域で攻めの農業を実現する「複合経営拠点」の整備
 - 中山間に適した農産物等の生産（兼用作物の生産拡大支援など）
 - ・中山間で有望品目として、軽量で初期投資の少ないミシマサイコの生産拡大の支援

加工

◆生産と一体となった加工ができる体制づくり

- ◆農業者の収入につながる地域資源の加工の推進
 - 6次産業化に取り組む人材の育成
 - ・農業創造セミナーによる裾野の拡大とステップアップへの支援
 - 新6次産業化サポートセンターによる意欲ある事業者へのハンズオン支援
 - 地域資源を活用した商品開発や事業者とのマッチング
 - ・地域に残された伝統作物の生産基盤を整え、増やす、加工につなげる

流通・販売

◆園芸品の基幹流通を強化するとともに、実需者のニーズに対応できる新たな流通・販売体制の構築

- 新たな販路を開拓するとともに、実需者のニーズを的確に捉え生産に活用
 - ・量販店や中食、外食等の実需者への営業商談の強化による販路開拓、販売拡大
 - ・市場流通以外の「顧客と産地をつなぐ新たな受発注システム」の構築
- 産地を伝える販売を強化し、本県園芸品のファンづくり
 - ・「新園芸ブランド」による販売の拡大
 - ・本県農業の取り組みを理解してくれるパートナー量販店での販売の強化
 - ・流通関係者等の産地招へいや、品目のセールスプロモーションによる産地の取組のPR
- こだわり野菜・果実の生産者と多様なニーズを持った実需者とのマッチングを推進
- 高知県産花きの販売強化（関東で商談会の実施、花きアドバイザーの活動）
- ユズ青果や果汁・加工品、花き等の輸出支援。EU向け農産物輸出支援

◆特産農産物のPRや販促、商談会等により販路を拡大

4年後の目標
(H27年度末)

- I P M技術がより高度化するとともに、全地域・全品目へ普及
- 集落営農組織による農地（田・畑）のカバー率
(耕地面積ベース)
H23: 9%→H27:13%
(経営耕地面積ベース)
H23: 12%→H27:19%

- こうち型集落営農数
H23: 17組織
→H27: 32組織

- 新規就農者数
280人/年

- 地域資源を活用した加工の取り組みが県内各地に広がる

- 本県農産物の販路開拓を通じ、実需者ニーズに合った柔軟な流通・販売体制ができている

- 実需者の声が産地にフィードバックされ、販売を見据えた生産ができている

さらなる飛躍
へのポイント

生産性の向上と、安全・安心による選ばれる産地の形成

オランダ並みの生産性を目指す「新施設園芸システム」を県内各地に普及

一経営体あたりの収入をアップ

農地を集積

施設の高度化・大規模化

経営力のある企業的经营体を県内各地に育てる

中山間で収入を得る仕組みを定着

こうち型集落営農を通じた拠点ビジネスを各地域へ拡大

農産物の付加価値を向上

各地に生まれた加工の動きを産業に育てる

10年後の目指す姿
(H33年度末)

農で働き
高知で
暮らす

- 新規就農者数
:280人/年

若者から
お年寄りまで
笑顔で暮らせる
中山間の農業の
確立

- 集落営農組織による農地（田・畑）のカバー率：
(耕地面積ベース) 26%
(経営耕地面積ベース) 38%
- 集落営農のうち、
こうち型集落営農数
:100組織

攻めの外商で
稼ぐ農業

- 販売金額1,000万円以上の農業経営体の割合:20%
(H22:11.5%)

農業産出額

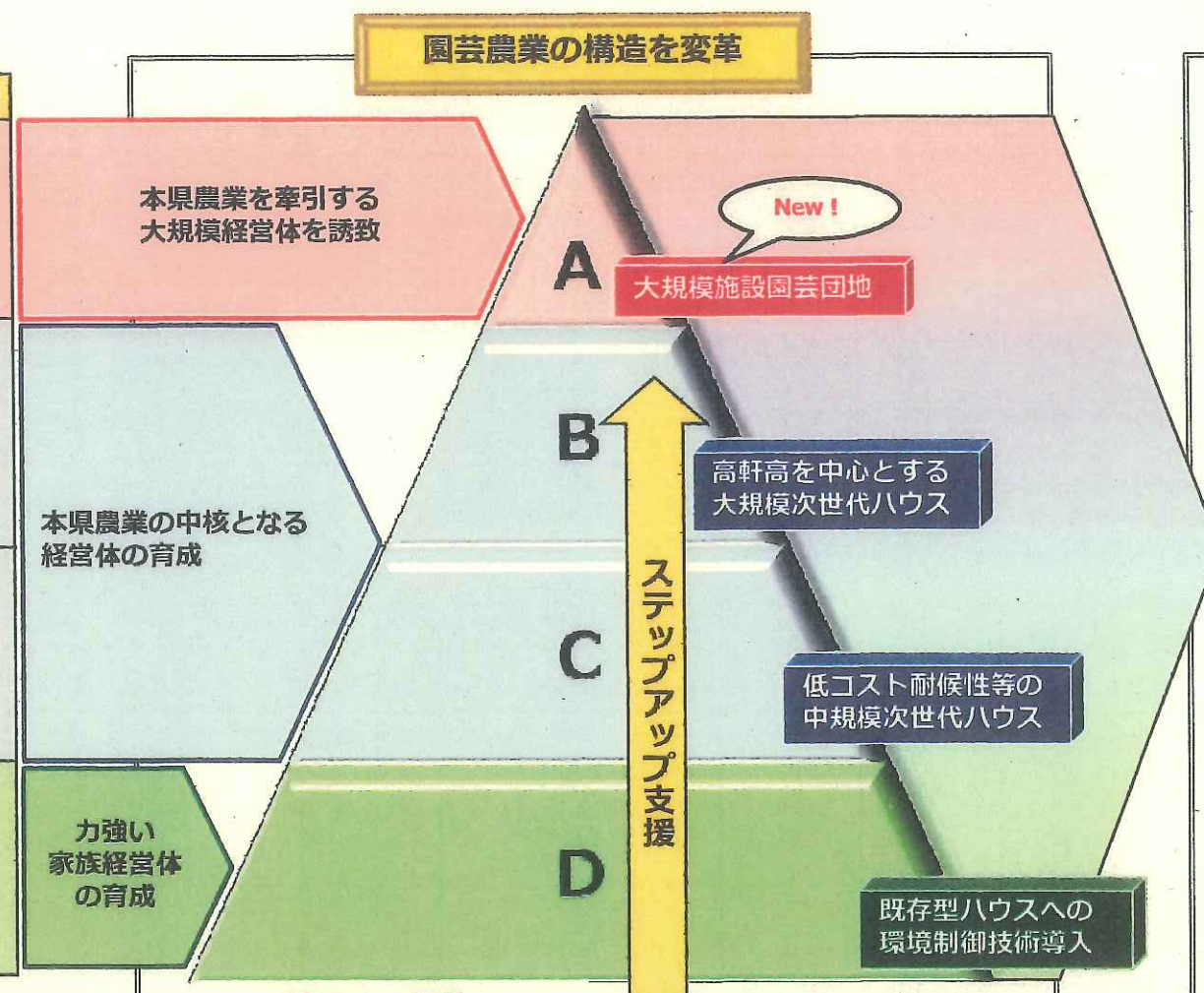
1050億円以上を目指す

「地域で暮らし稼げる農業」

「次世代型こうち新施設園芸システム」による本県園芸農業の变革

経営スタイル	規模	販売額	導入手法	イメージ
県外企業の農業参入	3~5ha程度	3~5億円	企業誘致的手法 農業団地整備	10カ所 (計50ha程度)
意欲ある農業者と 県内企業との 共同経営 県内外の企業が 有望な農業者の スポンサーに	1~3ha程度	1~3億円	地域企業支援策 に準じた支援 有望な農業者に 「出資」する 仕組みづくり	50カ所 (計100ha程度)
意欲ある農業者や 農業生産法人等 による規模拡大	50a~1ha程度	5,000万円 ~1億円	ハウス整備 に関する 各種支援策の活 用	100カ所 (計100ha程度)
既存型ハウスを使用 している農業者 露地や米作から 施設園芸に 転換する農業者	50a未満	1,000万円 ~5,000万円	既存型ハウスへ の環境制御技術 導入	主産7品目での 導入率90%

園芸農業の構造を变革



経営のスタイルに応じた流通

【独自流通】

- ・ 自社による加工、販売
- ・ 系列飲食店への供給
- ・ 独自のルートによる契約栽培 など

New!

【基幹流通】

- ・ 園芸連を中心としたメインルート
- ・ 大ロット、安定した品質
- ・ パートナー量販店等と連携

大

【中規模流通】

- ・ 量が限られるが高品質な商品や、従来の規格から外れるものなどを、実需者のニーズに応じ柔軟に供給

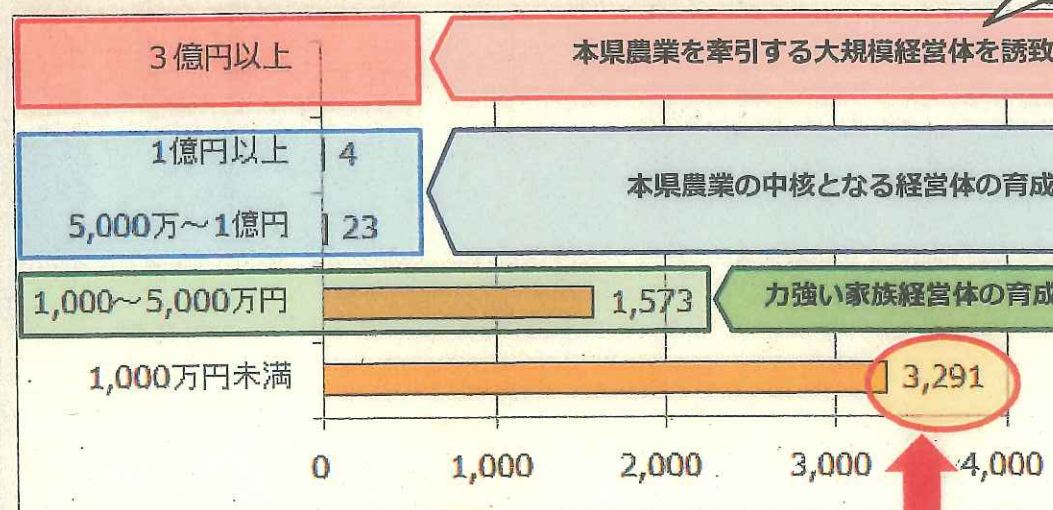
中

【小規模流通】

- ・ こだわりの生産物と実需者をマッチング
- ・ 消費者への直接販売

小

施設園芸農家の販売額規模 (販売農家ベース、総数4,891戸)

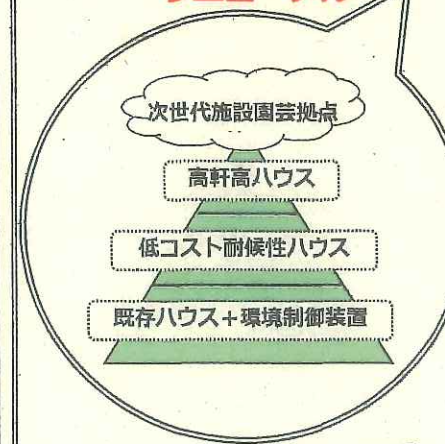


※出典：H22農林業センサス
販売農家のうち、施設野菜と
花き・花木が主となっているも
のを対象に集計した。

課題

- ・ 販売額1,000万円未満が7割近くを占める脆弱な構造
- ↓
- ・ 資材等の高騰により所得率が低下する中、生活していけるだけの収入確保が困難
- ・ 先の見通しが立たず、若者が就農をためらう状況
- ・ 地域の人々を受け入れる雇用の場とならない

リニューアル



＜露地園芸＞

- ・ 高品質、高収量実現への支援
- ・ 規模拡大による経営の効率化
- ・ 所得向上により、力強い経営体へ

露地は露地で力強く！

施設と併せ、厚い中間層を形成

★県外企業の誘致による企業的な農業の展開
⇒若者の雇用の場を創出

★県内資本と県内の技術との融合による新たな農業の展開
⇒若者の雇用の場を拡大、生産力の強化

★大規模“農業”団地の整備
⇒「作れる所」ではなく、「適地」に

★「次世代型こうち新施設園芸システム」により多量に生産した農産物を、市場へと大々的に流していく

- ・ 県外産品、輸入品のシェア奪取
- ・ 県産園芸品のまるごと地産外商化
- ・ 輸出

★地産地消の徹底

- ・ 学校や病院の給食に県産食材を
- ・ 直販所の更なる活性化

★さらなる高付加価値化の追求

- ・ 機能性、地理的表示など

★新たな6次産業化への挑戦

- ・ 「農業者が生産、加工も」という従来の枠組みから踏み出す
- ・ 他産業との連携により、規模の大きな複合経営体をつくる